

宮崎縣市町村職員共済組合  
「保養所及び余暇宿泊利用券」「余暇施設共通利用券」の  
利用について

高松キャンプ公園の適切な管理運営のため、宮崎縣市町村職員共済組合「保養所及び余暇宿泊利用券」「余暇施設共通利用券」（以下、「保養券」という。）を利用される方におかれましては、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 ご予約の際は、原則、**保養券利用者（組合員名又は被扶養者名）**で予約をお願いします。
- 2 チェックイン時に、保険証（組合員証又は組合員被扶養者証）で本人確認させていただきます。
- 3 **代表者1名がサイトを予約し、保養券利用者が複数人いる場合は、保養券利用者全員の保険証を確認**させていただきます。
- 4 **組合員（又は被扶養者）が利用する分の利用料金のみ助成**することができます。  
利用料金が助成金額に満たない場合であっても、組合員（又は被扶養者）以外の方が利用する分の助成はできません。

（助成例）

フリーテントサイトを2区画予約（利用料金 1,650円×2区画=3,300円）

↓

組合員1名+友人1名で利用（組合員は保養券利用（助成額2,000円）

↓

利用料金3,300円－助成額1,650円＝友人1,650円

※利用料金3,300円－助成額2,000円＝友人1,300円ではありません。